

熊本県公報

第 1 1 6 0 1 号
平成 19 年 9 月 19 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域指定の改正……………(環境保全課) 1
- 大気汚染常時監視ネットワーク施設更新業務に係る一般競争入札の落札者等……………(") 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 2
- 熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項……………(経営金融課) 2
- 熊本県産業活性化資金融資制度要項……………(") 4
- 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項……………(") 4
- 熊本県小規模事業者資金融資制度要項……………(") 5
- 熊本県創業者支援資金融資制度要項……………(") 5
- 熊本県新事業展開支援資金融資制度要項……………(") 5
- 熊本県中小企業短期資金融資制度要項……………(") 5
- 浸水想定区域の指定……………(河川課) 6
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 6
- 生活保護法の規定による医療機関の変更……………(") 6
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………(") 7
- 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定……………(高齢者支援総室) 7
- 公 告**
- 団体営土地改良事業の工事完了……………(農村計画・技術管理課) 8
- 開発行為工事完了……………(建築課) 8
- "……………(") 8
- 道路位置指定……………(") 8
- 開発行為工事完了……………(") 8
- "……………(") 9
- "……………(") 9
- 県営土地改良事業の計画変更……………(農村計画・技術管理課) 9
- 登 載 依 頼**
- 熊本県障害者施策推進協議会の開催……………(障害者支援総室) 9
- 携帯電話の賃貸借に係る一般競争入札……………(県警本部警備第二課) 10
- 交通信号機施設定期点検業務委託 (No. 3) 一般競争入札……………(県警本部交通規制課) 13

告 示

熊本県告示第 783 号

昭和 53 年 3 月 23 日熊本県告示第 265 号 (環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づき航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定) の一部を次のとおり改正し、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「公害対策基本法 (昭和 42 年法律第 132 号) 第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令 (昭和 46 年政令第 159 号) 第 2 項の規定に基づき」を「環境基本法第 16 条第 2 項の規定により」に改め、地域の類型及び各類型を当てはめる地域を次のように改める。

I 類型 別添図面に緑色で着色した部分の地域

II 類型 別添図面に黄色で着色した部分の地域

ただし、別添図面は省略し、熊本県庁及び関係保健所並びに関係市町村役場において一般の縦覧に供する。

熊本県告示第 784 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則 (平成 7 年熊本県規則第 51 条) の規定に基

づき、次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
大気汚染常時監視ネットワーク施設更新業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県環境生活部環境保全課大気・化学物質班（県庁行政棟新館 5 階）
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 8 月 2 日（木）
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 営業本部長 島尾英明
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額
802,200 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 6 月 20 日

熊本県告示第 785 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 須口 2 地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 7 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	天草市	牛深町		上六田	212-3 地先（里道）
2	”	”		”	197
3	”	”		六 田	1103
4	”	”		”	1101
5	”	”		”	1099-29 地先（里道）
6	”	”		”	1090 地先（里道）
7	”	”		”	”

熊本県告示第 786 号

熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項を次のように定める。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項

（目的）

第 1 条 この制度は、県内の小規模事業者に対し、小口零細企業保証制度等により事業資金の融資を行うことにより、経営の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。

（融資資金）

第 3 条 県は、この制度を運用するための資金を予算の範囲内で取扱金融機関に貸し付けるものとする。

2 取扱金融機関は、貸付けを受けた資金に 400 パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

（取扱金融機関）

第 4 条 前条第 1 項の取扱金融機関は、県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに商工組合中央金庫熊本支店とする。

（融資対象者）

第 5 条 この要項に基づき融資する資金については、次の各号の資金枠を定める。

(1) 無担保・無保証人枠

(2) おうえん資金枠

2 前項第 1 号に掲げる資金枠による融資の対象となる中小企業者は、中小企業信用保険法第 2 条第 2 項に定める常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業について

は5人)以下の会社又は個人等の小規模企業者で、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 融資申込みの日以前1年間において所得税(法人の場合は法人税)、事業税、県民税及び市町村民税の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなったものである場合は均等割、法人である場合は法人税割)について、納期が到来した税額があるものであって、これを完納しているもの

3 第1項第2号に掲げる資金枠による融資の対象となる中小企業者は、中小企業信用保険法第2条第2項に定める常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業については5人)以下の会社及び個人等の小規模企業者で、既存の協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で1,250万円の範囲内とする新規の保証に係るもの(融資資格)

第6条 前条第1項の融資を受けようとする者は、次の各号に定める要件をすべて備えているものとする。

(1) 協会の保証対象となる事業を営んでいること。

(2) 県内に住所及び事業所を1年以上有し、かつ、同一事業を1年以上営んでいること。

(3) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

(4) 協会に対して代位弁済による求償債務(連帯保証によるものを含む。)がないこと。

(5) 県税を完納していること。

(融資条件)

第7条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 第5条第1項第1号に掲げる資金枠により融資を受けようとする者

ア 融資限度額 1企業当たり 1,250万円以内

イ 資金使途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金

ウ 融資利率 年2.30パーセント以内

エ 融資期間 設備資金5年以内

オ 運転資金5年以内

カ 返済方法 原則として均等分割返済

キ 担保・保証人 担保及び保証人については不要

ク 信用保証 すべて協会の保証付きとし、特別小口保険によるものとする。

(2) 第5条第1項第2号に掲げる資金枠により融資を受けようとする者

ア 融資限度額 1企業当たり 1,250万円以内

ただし、小規模事業者資金融資(熊本県小規模事業者資金融資制度要項(平成2年熊本県告示第245号の12)に定める融資をいう。)との合計額は上記融資限度額を超えないものとする。

イ 資金使途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金

ウ 融資利率 年2.30パーセント以内

エ 融資期間 設備資金7年以内(うち据置期間6月以内)

オ 運転資金5年以内(うち据置期間6月以内)

カ 返済方法 一括又は分割返済

キ 担保・保証人 担保は原則として不要とし、保証人は法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。

ク 信用保証 すべて協会の保証付きで、国の全国統一保証制度の対象である小口零細企業保証制度によるものとし、協会の定めるところによるものとする。

(損失補償)

第8条 県は、この制度の実施のため、協会との間に別に定める損失補償契約を行う。

(融資申込み)

第9条 融資を受けようとする者は、別に定める融資申込書に協会所定の信用保証委託申込書を添付して、事業所所在地の商工会議所、商工会(以下「商工会議所等」という。)又は信用協同組合に申し込むものとする。

2 商工会議所等が受理した申込書のうち取扱金融機関が信用協同組合のものについては、直ちに当該申込書を信用協同組合に送付するものとする。

(あっせん及び審査)

第10条 前条第1項の申込書を受理した商工会議所等は、その内容を調査し、融資を行うことを適当と認めるときは、当該申込書に別に定める融資意見書を添えて速やかに取扱金融機関に送付し、あっせんを行うものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による申込書の送付を受けた場合は、その内容を審査し協会所定の信用保証依頼書を添えて速やかに協会に送付するものとする。

3 前条第1項の申込書を受理した信用協同組合は、その内容を審査し協会所定の信用保証依頼書を添えて速やかに協会に送付するものとする。

4 協会は、前2項の規定による申込書の送付を受けた場合は、その内容を審査し、保証することが適当と認めるときは、速やかに当該取扱金融機関に信用保証書を交付するものとする。

(重複貸付等の特認)

第11条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則(昭和34年熊本県規則第14号)第8条ただし書の規定により、知事が必要と認めたものとして、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

(歩積、両建等の禁止)

第12条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付けてはならない。

(融資状況)

第13条 協会は、毎月、別に定める融資状況報告書を翌月の10日までに知事に提出するものとする。

(協議等)

第14条 知事は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から施行する。

熊本県告示第787号

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成19年9月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県産業活性化資金融資制度要項(平成17年熊本県告示第512号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号ウ中「2.35」を「2.55」に改め、同条第2号ウ中「2.30」を「2.50」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県産業活性化資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第788号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成19年9月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項(平成13年熊本県告示第326号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 事業の経営が著しく困難となった中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までに規定する中小企業者であって、市町村長の認定を受けたもの

イ 中小企業信用保険法第2条第4項第7号及び第8号に規定する中小企業者であって、市町村長の認定を受けたもの

ウ 倒産企業に対して500,000円以上の売掛金等の債権を有し、その回収が困難で資金繰りに困窮を来している者

第7条第3号を次のように改める。

(3) 融資利率

ア 前条第3号アに掲げる者

(ア) 契約で定めた融資期間が7年以内の場合 年2.00パーセント以内

(イ) 契約で定めた融資期間が7年を超える場合 年2.30パーセント以内

イ 前条第3号イ及びウに掲げる者

(ア) 契約で定めた融資期間が7年以内の場合 年2.20パーセント以内

(イ) 契約で定めた融資期間が7年を超える場合 年2.50パーセント以内

第7条第7号中「第6条第3号ア」を「第6条第3号ア及びイ」に改める。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省の責任共有制度要綱(平成18・09・12中庁第2号)に定める責任共有制度対象として融資を受けた資金を責任共有制度対象外となる資金に借り換えることはできない。

別表中

「熊本県小規模事業者資金(無担保無保証人枠での融資を除く。)」を
 「熊本県小規模事業者資金(無担保無保証人枠での融資を除く。)
 熊本県小規模事業者おうえん資金(無担保無保証人枠での融資を除く。)」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 789 号

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県小規模事業者資金融資制度要項（平成 2 年熊本県告示第 245 号の 12）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、小規模事業者おうえん資金融資（熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項（平成 19 年熊本県告示第 786 号）に定める融資をいう。）との合計額は上記融資限度額を超えないものとする。」

第 7 条第 3 号中「2.30」を「2.50」に改め、同条第 6 号及び第 7 号を次のように改める。

(6) 担保・保証人 担保は原則として不要とし、保証人は法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。

(7) 信用保証 すべて協会の保証付きとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県小規模事業者資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 790 号

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成 8 年熊本県告示第 384 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「2.00」を「2.20」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県創業者支援資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 791 号

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成 16 年熊本県告示第 293 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号ウ中「2.00」を「2.20」に改め、同条第 2 号ウ及び第 3 号ウ中「1.90」を「2.10」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 792 号

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業短期資金融資制度要項（昭和 49 年熊本県告示第 449 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「2.35」を「2.40」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県中小企業短期資金融資制度要

項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 793 号

水防法第 13 条の第 2 項及び第 16 条の第 1 項の規定により熊本県知事が水位情報周知河川及び水防警報河川に指定若しくは指定予定の次の河川について、同法第 14 条の第 1 項の規定により洪水浸水想定区域を指定する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

河川名

1	二級河川坪井川水系	坪井川	2	二級河川坪井川水系	井芹川
3	二級河川坪井川水系	堀川	4	二級河川千間江湖水系	千間江湖
5	二級河川除川水系	除川	6	一級河川緑川水系	浜戸川
7	一級河川緑川水系	潤川	8	二級河川網津川水系	網津川
9	二級河川大野川水系	大野川	10	二級河川大野川水系	浅川
11	二級河川五丁川水系	五丁川	12	二級河川波多川水系	波多川
13	二級河川砂川水系	砂川	14	一級河川菊池川水系	木葉川
15	二級河川八間川水系	八間川	16	二級河川大鞘川水系	大鞘川
17	二級河川水俣川水系	水俣川	18	二級河川佐敷川水系	佐敷川
19	二級河川湯浦川水系	湯浦川	20	二級河川田浦川水系	田浦川
21	二級河川小田浦川水系	小田浦川	22	二級河川津奈木川水系	津奈木川
23	二級河川広瀬川水系	広瀬川	24	二級河川河内川水系	河内川

熊本県告示第 794 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6030117	西原クリニック	医療法人藤杏会	荒尾市西原町一丁目 4-24	平成 19 年 7 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6064034	アップル歯科クリニック	小林 裕介	天草市本渡町本戸馬場 991-3	平成 19 年 7 月 1 日
6724008	鶴野歯科医院	野村 隆子	葦北郡津奈木町岩城 497-1	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 795 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から変更の届出があった。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
荒尾こころの郷病院	医療法人洗心会	名称		平成 19 年 7 月 9 日
		医療法人洗心会荒尾保養院	荒尾こころの郷病院	
ふくだ整形外科	医療法人社団 福田会	名称		平成 18 年 8 月 1 日
		福田外科胃腸科医院	ふくだ整形外科	
平野整形外科医院	医療法人社団 博友会	所在地		平成 19 年 7 月 1 日
		八代市袋町 1 番 11 号	八代市袋町 1 番 8 号	

〔薬局〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
松崎薬局	有限会社松崎薬局	所在地		平成 19 年 7 月 1 日
		八代市大手町二丁目 7-31	八代市大手町二丁目 15-22	
有限会社わか	有限会社わか	所在地		平成 19 年

さ薬局	くさ薬局	八代市袋町 1 番 25 号	八代市袋町 1 番 30 号	7 月 1 日
-----	------	----------------	----------------	---------

〔訪問看護ステーション〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問看護ステーション樹心台	医療法人信和会	名 称		平成 19 年
		老人訪問看護ステーション樹心台	訪問看護ステーション樹心台	4 月 1 日

熊本県告示第 796 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6030078	高森医院	医療法人社団八興会	荒尾市西原町一丁目 4-24	平成 19 年 6 月 30 日
6440002	古澤医院	古澤 未義	合志市須屋 264	平成 19 年 6 月 30 日
6890006	五島内科医院	五島 建夫	天草市有明町赤崎 2045-1	平成 19 年 6 月 30 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6264002	吉田歯科医院	吉田 功	玉名市横島町横島 3794	平成 12 年 3 月 21 日
6274002	友田歯科医院	友田 長廣	玉名市天水町小天馬渡 6738-1	平成 17 年 11 月 30 日
6724004	鶴野歯科医院	鶴野 壽	葦北郡津奈木町大字岩城 497-1	平成 19 年 5 月 25 日
6064027	アップル歯科クリニック	医療法人社団記栄会 松田歯科医院	天草市本渡町本戸馬場 991-3	平成 19 年 6 月 30 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0000791	清風薬局 上多良木店	株式会社 コネット	球磨郡多良木町大字多良木 260-2	平成 18 年 9 月 30 日
0000753	鹿本中央調剤薬局	株式会社九州メディファ	山鹿市鹿本町来民 1107	平成 19 年 4 月 30 日

〔訪問看護ステーション〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6010231	株式会社コムスン訪問看護ステーション 八代	株式会社コムスン	八代市鏡町内田 432 番地 1	平成 19 年 5 月 31 日

熊本県告示第 797 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により福祉用具専門相談員指定講習事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称及び事業所の所在地	指 定 年 月 日	指定の有効期間満了日
有限会社日本福祉整体学院 熊本市健軍三丁目 11 番 3 号	平成 19 年 7 月 25 日	平成 22 年 7 月 24 日

公 告

熊本県公告第 762 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	方原	平成 15 年 9 月 8 日	平成 19 年 3 月 23 日	本渡土地改良区

熊本県公告第 763 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字玄番道筋 4160 番 9、同 4160 番 10 及び同 4160 番 11
2,612.18 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府和泉市唐国町三丁目 11 番 12 号
辻 萬佐男

熊本県公告第 764 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字玄番道筋 4160 番 1、同 4160 番 2 及び同 4160 番 3
1,834.96 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市泊一丁目 20 番地 11
又吉 康三郎

熊本県公告第 765 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市土手町 32 番地
- 2 築造者の氏名 株式会社南九州不動産
- 3 道路の位置 人吉市鬼木町字会原 952 番 1、同 952 番 11 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 6.20 メートルまで
- 5 道路の延長 87.74 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 9 月 5 日
- 7 指定番号 球磨企調第 7 号

熊本県公告第 766 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野 5800 番 32
4,410.69 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市月出五丁目 3 番 18 号
株式会社大商木材

熊本県公告第 767 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
鹿本郡植木町大字岩野字松山 311 番 4 の一部、同字狐塚 374 番 4 の一部、同 387 番 7 の一部及び里道
4,110.03 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿本郡植木町大字植木 104 番地 1
株式会社さくら企画

熊本県公告第 768 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
下益城郡富合町大字清藤字間添 339 番、同 342 番 1、同 343 番 1、同 344 番、同 345 番、同 346 番 1、同 346 番 3、同 348 番 1 及び法定外水路
8,551.67 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下益城郡富合町大字志々水 58-2
株式会社南陽ディーゼルトウゲ

熊本県公告第 769 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（轟工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営苓北二期地区（轟工区）土地改良事業（区画整理）の計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 9 月 20 日から平成 19 年 10 月 19 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

登載依頼**熊本県障害者施策推進協議会公告第 1 号**

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県障害者施策推進協議会
会長 赤 星 香世子

- 1 開催日時
平成 19 年 10 月 11 日（木）
午前 10 時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題（予定）
(1) くまもと障害者プランの進捗状況について
(2) 障害者自立支援法の施行状況について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員について
20 人
- 5 傍聴手続について

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室総務・企画班）
 （電話 096-333-2250）

熊備二公告第 327 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 9 月 19 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
 携帯電話（付属品を含む。） 120 台
- (2) 借入物品の規格、品質等
 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
 平成 19 年 10 月 31 日から平成 19 年 11 月 7 日まで
- (4) 納入期限
 平成 19 年 10 月 30 日（火）
- (5) 納入場所
 熊本県警察本部警備第二課全国育樹祭警衛対策室
- (6) 入札方法
- ア 入札金額は、携帯電話の賃貸借料及びその他費用の総額とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタルに登録された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 賃貸借する携帯電話の機種が仕様を満たしていることを証明する書類（別添「競争入札参加資格確認申請書」）を提出し、審査のうえ、承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成 19 年 9 月 19 日（水）から平成 19 年 9 月 26 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、

競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成19年9月19日(水)から平成19年10月1日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警備第二課全国育樹祭警衛対策室総務第二係
(熊本県警察本部庁舎5階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 4875
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成19年9月19日(水)から平成19年10月1日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成19年10月3日(水)午後1時30分から
 - イ 場所
熊本県警察本部2階201会議室
 - (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年10月2日(火)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格

- 無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限
- ウ 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- 落札者からの契約締結の申出期限
- 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
-

熊交規公告第616号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年9月7日

熊本県警察本部長 横内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名

交通信号機施設定期点検業務委託 (No.3)

(2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から平成20年3月31日まで

(4) 業務実施場所

豊川駐在所前交差点等657箇所

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県公示第521号）による審査の上、営業種目「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成14年度以降、国又は地方公共団体が発注した電気関係工事又は電気関係保守委託に関する1,000万以上の契約実績が1回以上あること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6の(5)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示

すること。)に必要書類を添付し、次の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-383-1111 内線6350

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年9月7日(金)から平成19年9月20日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

4 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 申請の方法

申請書に2の(1)に掲げた事項を証明する書類を添付して、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成19年9月26日まで必着)により提出するものとする。

- (2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部交通部交通規制課

郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号 096-381-0110 内線5555

- (3) 申請書の受付期間

平成19年9月7日(金)から平成19年9月26日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年3月31日までとする。

5 契約条項を示す場所

4の(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4の(2)と同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成19年9月7日(金)から平成19年9月26日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30までとする。

イ 交付場所

4の(2)と同じ

(3) 入札の方法

ア 入札金額は交通信号機施設定期点検業務委託(No.3)に要する費用とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、2回とする。

(5) 入札及び改札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月5日(金) 午前10時00分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県警察本部201会議室

(6) 入札書の提出方法

6の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(2)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金に関する事項

ア 入札に参加しようとする者は入札の日時までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払い保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、保証し、若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付しなければならない。

イ ただし、次(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除さ

れる。

- (ア) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。

ウ 入札保証金の還付

- (ア) 落札者にかかる入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
- (イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。

(3) 契約保証金に関する事項

ア 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払い保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、保証し、若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を納付しなければならない。

イ ただし、次(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (ア) 契約しようとする者が契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 契約しようとする者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(4) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- カ 金額を訂正した入札
- キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- コ 二以上の意思表示をした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

(8) 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他詳細は入札説明書による。

